

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の変更の概要

I 漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向

漁港漁場整備事業の推進に関し、今後重点的に取り組む課題について、事業推進のあるべき方向を規定

【変更のポイント】

- ・法律の名称変更について反映
- ・流通関連施設に関する記述において、追加された漁港施設を追記
- ・漁港を海業の場として活用させるため、新たに創設された『漁港施設等活用事業』についての記述を追加
- ・漁港管理者以外の者の参画による施設の適正な管理の推進のため、新たに創設された『漁港協力団体』についての記述を追加

水産業の成長産業化



輸出が可能な産地市場



大型漁船に対応した岸壁

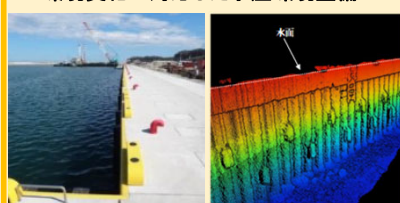


養殖場と一体的な漁港整備

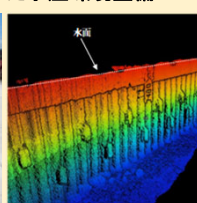
持続可能な漁業生産の確保



環境変化に対応した水産環境整備



漁港施設の耐震・耐津波化



予防保全型の維持管理

漁村の魅力と所得の向上



漁港を活用した増養殖



水産物販売施設



就労・生活環境の改善

社会情勢の変化への対応



グリーン化の推進



デジタル社会の形成



生活スタイルの変化への対応

II 漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項

漁港漁場整備事業を効率的に実施し、適切に効果を発現させるために考慮すべき事項について規定

【変更のポイント】

- ・漁港を海業の場として活用させるため、新たに創設された『漁港施設等活用事業』の役割について明確化

III 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項

漁港漁場整備事業の施行上必要とされる、設計、工法等に関する技術的な指針を規定

【変更のポイント】

- ・追加された漁港施設についての記述を追加
追加漁港施設：陸上養殖施設、配送用作業施設、仲卸施設、直売所、発電施設

IV 漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項

漁港漁場整備事業の推進にあたり、自然環境や社会環境との調和に関する配慮すべき事項について規定

- ・変更なし

V その他漁港漁場整備事業の推進に関する重要事項

その他、交流促進や様々な利用者、地域特性に関する配慮事項について規定

【変更のポイント】

- ・漁港を海業の場として活用させるため、新たに創設された『漁港施設等活用事業』についての記述を追加